

教育・保育給付認定変更申請書

施設型給付費・地域型保育給付費等

令和 年 月 日

(宛先)奈良市長

保護者 現住所

氏名 (印)

電話番号

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を変更申請します。

教育 更 申 ・ 請 す る 給 子 付 ど 認 定 変 更	フリガナ 氏名	生年月日	性別	在園中の施設名 (第一希望の施設名)
		平成・令和 年 月 日	男・女	
		平成・令和 年 月 日	男・女	
		平成・令和 年 月 日	男・女	

①保育利用(2・3号認定)で該当する箇所に☑を記入

 保育必要量の変更を希望する。変更を希望する
場合のみ選択 保育標準時間 ※両親がともに週30時間(月120時間)以上の就労など 保育短時間 ※両親のうち1人が週24時間以上30時間未満(月96時間～120時間)の就労など 保育利用の理由の変更がある。(変更する場合のみ下記を選択)

続柄	父	母
変更前	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> その他()
変更後	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 同居親族介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> その他()

※変更後の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類を添付してください。

 就労先の変更のみ(変更後の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類を添付してください。)

②変更を希望する期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、教育・保育給付認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
- 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
- 市は、施設型給付費等の教育・保育給付認定及び利用者負担額の決定に必要な世帯情報並びに世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
- 市は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
- 市は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要があるが生じた場合は、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- 本申請については、新規認定申請が集中する等、教育・保育給付認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果を利用開始までにお知らせします。
上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名 (印)

次に掲げる事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 市は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第7項及び第8項、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押え等の処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

【保育所・幼稚園課の事務処理欄】

在園中のきょうだいがいる場合のみ 新規申請中の子どもが利用保留だった場合【 育児休業延長 ・ 職場復帰 ・ その他()】